

交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

001-0030 札幌市北区北30条西6丁目4-18
北海道交通安全協会内

第47号

2015年4月10日 (年3回発行)

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

E-mail hk-higaisha@nifty.com

ホームページ

<http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

意見陳述より

加害者は、命の重さを見つめてほしい

札幌市 山下 一美

司法の場で意見陳述をさせていただく機会を与えてくださりありがとうございます。当初私は少しでも事故のことを思い出したくないと考え、陳述はおろか、傍聴も参加する気はありませんでした。

しかし、夫が亡くなり今日で550日近く経ちますが、一日も事故の日のこと、夫のことを思い出さない日はなく、夫の人となり、特に11年間心臓病と真摯に闘って生きようとしてきた夫の姿を裁判官と加害者に知っていただきたいと思うようになりました。また、私には、裁判で夫の心臓病のことが出るとは思いもよらないことであり、こんなに裁判が長引くことになった被告側の姿勢にも疑問を持つようになり、被害者参加制度を利用させて頂くことにしました。

夫の死を知ったのは、警察からの私の勤務校への電話でした。「雅士さんはご主人ですか？雅士さんが交通事故に遭われまして・・・」との警察の方の言葉に、私はまず、「相手のいる事故なのか」「相手の方の怪我の状況」「夫の運転の過失の有無」「自分はどこの病院に行けばいいのか」を訊ねました。警察官は「ご主人は明らかに被害者です。ご主人の遺体は今、事故現場にあります。これから北署に搬送します」と答えました。それで夫がもう亡くなったのだと知りました。北署で、数時間夫の到着を待ち、やっと会うことができました。ぼうっとしている私に警察の方が「まだお体温かいですよ。手を握ってください」と言ってくださり、ようやく我に返りました。今思えばその後解剖され、冷たくなって帰宅しましたので、言って下された警察の方には本当に感謝しています。(中略) 事故後は眠るようだった夫の顔は、解剖したため、お葬式までにうっ血し、納棺師の方が毎日お化粧して下さったにもかかわらず、生前の顔とは変わり果てていきました。解剖を認めたこと、遺体安置所に二日間も一人にしたことは今も悔やんでいます。

夫が家に戻ってきてから、11年間夫を診てくださっていた病院の先生や、看護師さんが焼香に来てくれました。その折、「山下さんは最期まで僕たちが看取るつもりでいたのに残念です。」と声を絞り出すように言われました。私は今でも、ドラマなどで病院のベッドで医師や看護師、家族に囲まれての臨終の場面を見ると、道端で一人死を迎えざるを得なかった夫の無念を思います。夫は、私や全幅の信頼を置いていた先生たちや看護師さんに囲まれて静かに安らかに亡くなるはずでした。その時私はずっと手を握って、「もう大丈夫だよ。よく頑張ったね。」と言うつもりでした。

被告は夫の心臓病のことを殊更主張していますが、それは事実と全く異なります。(p2に続きます)

事件概要：2013年5月16日午後1時45分ごろ、石狩市厚田区の国道で、山下雅士さんの乗用車に被告人の乗用車がセンターラインをはみ出して衝突。山下さん(当時66歳)は胸などを強く打ち死亡。被告側は第1回公判の直前になって、死亡原因に山下さんの心臓疾患があったからと致傷罪を主張。奥様は急きょ被害者参加を申し出て意見陳述。一審の札幌地裁は2014年12月4日、被告側の主張を退け過失致死罪とし禁錮2年執行猶予4年の判決。被告は控訴しましたが、札幌高裁は3月19日控訴を棄却。しかし被告はなお上告しましたので、確定は後日です。



在りし日の山下雅士さん

〈今号の主な内容〉①② 山下雅士さん交通死事件・意見陳述(山下一美)、裁判を傍聴して ③裁判の報告(青野 渉) ④ 湯浅洋子さん交通死事件(五十嵐敏明) ⑤ 飲酒運転撲滅条例の制定を(高石洋子) ⑥ 警察が当時の不当捜査を謝罪(白倉裕美子) ⑧ 最高検通達について(前田敏章) ⑩ 認知症での道交法改正の動き ⑪ 会の要請活動報告 ⑫ いのちのパネル展感想 ⑬ 会員のお便り、日誌 他

あの事故が夢であって欲しい (一面の続き) 山下 一美

主治医の先生にもお話を伺いました。「事故がなければ、まだまだ普通の生活を送ることができた。患者としての山下さんの生き方は、11年間診てきた病院関係者全員の誇りでした。」ともおっしゃっていました。

私は今でも、毎日勤務からの帰宅途中の車の中で涙が流れます。夜中に起きると夫の事を考え、朝まで寝つけず、睡眠薬を処方してもらっています。休日にも出かける気にも何かをする気にも電話に出る気にもなれず、ただ一日横になって過ごしています。仕事柄、職場では元気でいないといけないので、反動が出るのかも知れません。夫の駐車場の契約はそのまま、帰宅する度に、夫の車がそこに停まっています。ほしい。あの事故が夢であってほしいと願います。(中略)

被告の事件直後の手紙には「自分の不注意で取り返しのつかないことをしました」「謝罪します」と書かれ、お葬式の際も「すべて自分が悪かった」と謝罪されました。

しかし、警察や検察の調書の折、「事故の状況についてはぼうっとして覚えていない」と言い、前回の公判でも「自分は(中央線を)はみ出したとは思わないが、警察がそういったのだからそうなのだと思う」などと発言したことはとても残念に思います。また、罪を償ってもないのに、すでに自動車免許を再取得し運転をしているのは納得できない思いです。

今、私は〇〇さんに、償うということはどうすべきことなのか真摯に考えてほしいと願っています。そのためには「ぶつかった時のことは覚えていない」「一瞬間の違いで」では済まされないと思っています。

また、法に従った公正な処罰を望んでいます。そしてそれは執行猶予がつかない、実刑がふさわしいと思っています。なぜならば加害者に家族と離れ、一人深く交通刑務所で自分自身を見つめる時間を持つてほしいからです。

私は夫雅士の死を一生背負って生きていきます。被告にも、夫の無念さ、命の重さを背負って、罪を償うということは何かを考えてほしいのです。

最後になりましたが、意見を述べる機会を与えて頂いたことに感謝しています。

よきご判断をよろしくお願いいたします。

(2014年11月13日 札幌地裁 710法廷)

山下雅士さん死亡事故の刑事裁判 を傍聴して 札幌市 高橋 利子

何故こうも被害者は苦しまなければならないのか。山下さんの場合も多くの交通事故裁判同様に、もしくはそれ以上に理不尽に満ちたものでした。

200メートル先の対向車線に山下さんの車を確認しながら、何故衝突したのか「分からない」という加害者。普通感覚では、居眠りとしか考えられず、この裁判の争点はそこにあるべきなのに、死亡原因は心臓の病ではないかと、考えられないことが加害者の申立によって争点にされていました。

工学鑑定、医学鑑定の為休廷。いつ再開されるかわからない長引く公判は、遺族である奥様を、幾重にも苦しめたであろうことは想像に難くありません。

再開された公判での工学鑑定はまったくのすれ違いと感じました。鑑定書の数字は間違いだらけで、検察官に追及されると『別の事件の鑑定書と勘違いしていた』などと話していました。他人の事件の鑑定を都合よく利用し、もっともらしく述べた鑑定士に良心はないのか、加害者弁護人に恥はないのか。不思議でなりません。

「心臓病で亡くなったとされなければそれでよかったのです」とおっしゃっていた奥様は、公判廷で体調を崩されるほど辛い思いをされました。

12月4日の判決公判で、「心臓の病が死亡原因ではない」との裁判長の言葉に涙していらした奥様。

実刑になって当然の事件なのに執行猶予付きの刑を言い渡す裁判長。

被害者を苦しめるだけの刑事裁判は終わりにしてほしいと思わずにはられません。

裁判を傍聴して 前田 敏章

会報44号の「編集を終えて」で、奥様が本刑事裁判に被害者参加される経緯と昨年2月に始まった当初の裁判傍聴の報告をしましたが、地裁と高裁の審理を傍聴し、ご主人の無念を思い悲嘆に暮れる奥様をさらに苦しめ続けた加害者の非道な行為(卑劣な主張と控訴までしたこと)に改めて強い憤りを感じました。

前頁から紹介させて頂いたのは、昨年11月13日の法廷での被害者参加人としての意見陳述ですが、非業の死を強いられたご主人の無念、反省も誠意もない加害者への怒り、実刑という公正な刑罰を求める願いなどが、涙ながらにしっかりと語られました。

いつも感じるのですが、刑事裁判の法廷の多くは、まことしやかに語られる加害者の嘘や言い逃れが「争点」になってしまいますから、不実・不正義の空気がその大半を占めます。その中で被害遺族の発言は、真実と正義そのものですので、その時間だけは法廷の空気が一変する、そのような感覚を今回も覚えました。青野弁護士の意見も極めて説得的でした。

山下雅士さん交通死事件、刑事裁判のご報告

弁護士 青野 渉

■ 事故の概要

山下雅士さんは、よく晴れた日の午後、普通乗用自動車運転して、石狩市内の国道231号線を走行していました。この道路は、片側1車線で、センターラインはオレンジ色、ランブルストリップス（※）も設置されています。加害者Aの運転する車輛が、センターラインを超えてきて、雅士さんの自動車と正面衝突しました。双方の車輛の速度は時速50キロ程度でした。

■ 裁判の経過

Aは、事故直後は「センターラインオーバーをしたのは被害者のほうだ」という趣旨の供述をしていました。しかし、現場の痕跡から、センターラインオーバーをしたのはAであることが明らかとなり、警察官に追及されて、Aは自分がセンターラインオーバーをしたことを認めました。その後、自動車運転過失致死罪で起訴されましたが、起訴後、今度は「山下雅士さんには心臓疾患があったために死亡したのであって、交通事故によって死亡したものではない。したがって、事故と死亡との因果関係がないので、自動車運転過失致死罪は成立しない。」という主張をしました。

山下雅士さんの身体には左鎖骨骨折・多発肋骨骨折等の怪我があり、事故の2分後に死亡しています。鑑定をした医師も、死因は「前胸部打撲による心臓挫傷」と診断していました。そして、その診断自体については、Aもその弁護人も異議はないと述べています。にもかかわらず、「事故と死亡との因果関係はない。」と主張するのは、理解に苦しむ主張でした。ちなみに、犯罪による外力と被害者の疾患が相俟って死亡の結果が発生した場合においても法的な因果関係はある、ということは、過去に最高裁判例が何件も出ており、その意味でも、Aとその弁護人の主張はかなり無理がありました。

また、裁判中、Aの弁護人は、死後の血液中のナトリウム濃度を根拠に「低浸透圧性低ナトリウム血症に罹患しており、精神錯乱等の症状が発症していた。したがって被害者にも著しい過失がある。」などと主張したこともあります。しかし、血中ナトリウム濃度は死後には大きく変化しますので、死後の血中ナトリウム濃度を根拠に生前の血中ナトリウム濃度はわかりませんし（この点は医学的な常識です）、生前の雅士さんはこのような症状を発症したことは全くありませんので、根拠のないいいがかりのような主張でした。検察官から反論され、結局、Aの弁護人も最終弁論では、この主張はしませんでした。

また、本件では、弁護人側の主張を待つために裁判がなかなか進まず、弁護人からようやく提出された工学鑑定書も間違いだらけであり、その点を検察官に指摘されて、出しなおすということもありました。

■ 裁判の結果

平成26年12月4日の一審判決では、加害者側の主張は排斥され、自動車運転過失致死罪の成立を認めました。判決は、禁固2年、執行猶予4年であり、実刑判決ではありませんでした。Aが控訴しましたが、平成27年3月19日の控訴審判決では控訴棄却となり、さらに、Aは、現在、最高裁判所に上告をしていますので、まだ裁判は続いています。

■ 裁判をふりかえって

本来、この裁判で最も大事なことは、Aが何故、センターラインオーバーをしてしまったのか、二度とこのような事故を起こさないためにはどうすればいいのか、という点であるはずですが、この点について、Aは、検察官や被害者側から質問されても「居眠りはしていない。普通に前を見て運転していた。集中していなかった。」という弁解を繰り返すだけで、事故の原因については最後まできちんと答えませんでした。他方で、本件裁判の時には、Aは既に運転免許を再取得して自動車を運転をしていることも判明しました。

一審判決、控訴審判決ともに、弁護人の主張を一蹴して自動車運転過失致死罪の成立を認めたことは当然ですが、起訴から一審判決まで丸1年もかかったこと、その審理の大半が雅士さんの心臓疾患に関するものであったことは、遺族にとっては耐え難い苦痛であったと思います。裁判で、被害者遺族の求刑として、「見通しの良い道路でのセンターラインオーバーという過失の重大性、死亡という最悪の結果が発生していること、被告人が当初被害者に責任転嫁する主張をしていたこと、被告人は事故原因に向き合っておらず、そのような状態のまま自動車運転を再開していること、等からすれば、日常生活と離れて事故原因と向き合う時間が必要である。したがって、短期間であっても実刑にすべきである。」との意見を述べたとおり、本件は実刑判決が相応しい事案だったように思います。

（※）ランブルストリップスとは、舗装路面を削り、カマボコ状の凹型を連続して配置することにより、その上を通過する車両に対し不快な振動や音を発生させ、ドライバーに車線を逸脱したことを警告する交通事故対策です。

裁判を終えて 無念の姉を思う 新ひだか町 五十嵐 敏明

■ 事件の経緯と概要

2013年12月4日：事件発生（記事参照）

加害者は、信号のある交差点を右折する際、前方の左折車（目撃者）が（横断中の湯浅洋子さんを待つ）歩道前で停止しているのに、その前を（横断歩道上には何ら注意を払わず）時速約25キロで走行。横断中の湯浅さんに衝突、転倒させ轢過。湯浅さんは頭蓋骨骨折、多発性外傷等で死亡。

2014年11月25日：札幌地裁で刑事裁判

意見陳述が行われ結審 求刑は禁錮2年6月

2014年12月9日：判決は禁錮2年6月・執行猶予4年

横断中はねられ81歳女性が死亡 札幌・豊平区

4日午後4時25分ごろ、札幌市豊平区月寒東3の18の市道交差点で、横断歩道を渡っていた同市中央区無職湯浅洋子さん（81）が、軽ワゴン車にはねられ、全身を強く打ち、搬送先の病院で死亡が確認された。札幌豊平署は自動車運転過失致傷の疑いで、軽ワゴン車を運転していた同市会社員K容疑者（43）を現行犯逮捕した。

2013年12月5日 北海道新聞

■ 法廷での意見陳述（抜粋）

私は本件被害者、故湯浅洋子の実弟です。被害者遺族を代表して述べさせていただきます。

私の母は、自宅において同居家族に看取られながら、94歳の天寿を全うして、感謝の笑みを浮かべながら、充実したその生涯を閉じました。妻の母も、働き者で多くの人に慕われながら、本年3月に100歳の生涯を安らかに終命いたしました。

それに比べ、姉・洋子は一瞬にして、激しい苦痛の中で命を絶たれてしまいました。それは突然の悲報でありました。「横断歩道を通行中に車に跳ね飛ばされ、即死状態で病院に運ばれたが、「帰らぬ人になりました」と…。

何故なの、81歳とはいえ、5歳下の私よりずっと健康体であり、機敏な姉なのに「どうして、どうして」と込み上げてくる悲しみと同時に、横断歩道を信号に従い正しく歩行していたのに停止することなく右折してきた無謀な運転手に対して激しい怒りを抑えることができませんでした。（中略）

私共兄弟は、11年前、77歳の長兄が今回と同じ様に横断歩道で、左折してきた車にはねられ、生への願いも空しく入院10日後に死亡した重い経験を共有しています。（中略）

まもなく、1年が経過する今日、一日たりとも頭を離れない事は、私にも札幌在住の遺族にもひとことの謝罪もない現状に対して、被告の人間性は、企業の社会的責任はどうなっているのだろうか、単に示談金交渉で終わろうとしているのだろうかという疑念と強い怒りを覚えます。

人の命はこんなに軽くとりあつかわれるのだろう

か、人として、企業として、私には理解できないことであります。

裁判長をお願いします。私共のような被害者遺族を出さないためにも、本件事案の徹底的な解明をお願い申し上げます。そして間もなく、姉・洋子の1周年を迎えます。被告に最大の量刑が判決として出されたよ」と墓前に報告できますよう、心からお願い申し上げます。

■ 裁判を終えて

車を凶器として起こした殺人事件の主犯・Kに対する判決が、姉・洋子の無念の死から1年の歳月を経て、去る12月9日に下された。

「禁錮2年6カ月、執行猶予4年」でした。

初めて見る加害者の顔。検事の鋭い尋問に、のらりくらりと答える不誠実な態度。これが43歳の社会人なのかと目を疑いたくなるような言動。こんな人間に姉・洋子の大切な人生を奪いとられてしまったのかと思うと、遣る瀬無い思いと激しい怒りが再び込み上がってきました。

過去6年間に交通違反5件を有し、免許を再取得すると公言し、謝罪すら出来ない非人間性。更に、交通規範の遵守と安全運転に対する意識が乏しいことが見て取れる悪質な被告には「執行猶予」をつける必要はなく、直ちに禁錮刑執行をと強く叫びたい心境です。

裁判を傍聴して

前田 敏章

11月25日、五十嵐敏明さんが意見陳述をされた刑事裁判を傍聴しましたが、被告の全く悪びれる素振りもない社会性に欠ける言動を目の当たりにして、背筋の凍る思いがしました。

検察の冒頭陳述で知ることになったのは、被告が事故前の6年間に5回もの違反歴（①速度違反（超過30キロ未満）②通行区分違反 ③速度違反（超過20キロ未満）④シートベルト装着義務違反 ⑤携帯使用）があったことです。

私は、故湯浅洋子さんは、加害者の危険極まる運転行為とともに、免許管理の不適切なクルマ優先社会の犠牲でもあったのではないかと感じました。

道路交通法など法令は、被害者を出さないために定められたものです。2度3度と違反を繰り返す加害者に免許取り消しも含め効果的対策がなぜ為されないのか。免許資格とは一体何か。交差点での歩行者の安全確保のために歩車分離信号の必要性等々。悲劇を繰り返さないために本被害事件から導かれる課題の大きさを改めて感じます。

北海道飲酒運転撲滅条例の制定に、皆様のご協力を 北海道飲酒運転根絶連絡会 高石 洋子

■ 学生さんと一緒に要望書を提出しました

昨年7月に起きた小樽飲酒ひき逃げ事件では、被害ご家族とともに、刑事裁判において正しく危険運転致死傷罪で裁かれることを求めて要請署名活動など行ってきましたが、私たちの切なる願いは悲劇を二度と繰り返させないことです。

そのために必要なことを、学生さん(北大 アルコール問題対策委員会)が教えてくれました。先行する福岡県や三重県にならって、北海道にも飲酒運転根絶のための条例を作りたいという署名活動を始めていたのです。

私たちと合流できたのは、昨年11月のフォーラムを通してでした。(会報46号のp13、新藤さんの発言参照)その後12月と3月には共同して街頭署名も行いましたが、3月5日には道議会議員の協力もあり、学生さんと一緒に下記要望書を道の環境生活部くらし安全局長に手渡すことができました。

(写真右：高石、前田、白倉夫妻が同席)



是非、この北海道から飲酒運転による死傷被害を根絶するために、早期の条例制定を求めていきたいと思えます。ご協力をお願いします。

■ 事後的処罰から未然の防止へ ～福岡県に学ぶ、条例制定の意義～

「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」

は、平成18年8月、福岡市で起きた幼い3人の命が奪われた飲酒ひき逃げ事件を契機に、同じ県内の被害遺族からの要望も受け制定。平成24年4月施行。

条例は「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という県民意識を及び社会風土を定着させ、もって県民の生命と安全を守る(第1条)を目的に、通報や研修・宣言など県民各層、各機関の責務を具体的に定めるとともに、

①飲酒運転を行った違反者にアルコール依存症に関する受診に努めさせ、再び違反者となった場合は受診を義務とする。

②アルコール依存症と診断された違反者には治療を義務付ける。

という、アルコール問題への「治療的介入」を定めているのが特徴です。

なお、福岡県条例はこのほど3年後見直しがなされ、平成27年4月からは①がさらに強化されて飲酒運転の違反者は初回からの診断が義務化されます。

■ シンポジウムにご参加下さい

北大アルコール問題対策委員会 主催
飲酒運転のない北海道を目指すシンポジウム

◆日時：6月7日(日) 13時～15時半

◆会場：北大医学部 学友会館「フラテ」ホール
(北大構内 北15条西7丁目)

■内容：福岡県条例に関わった研究者の報告講演、福岡と北海道の被害ご遺族の訴え、他。

共催：北海道飲酒運転根絶連絡会
北海道交通事故被害者の会

知事あて要望書

「飲酒運転撲滅条例の制定を」

北海道知事

平成27年3月5日

高橋 はるみ 様

飲酒ひき逃げにより子供を失った親
高石 弘・洋子

要 望 書

悲惨な飲酒運転による交通事故を無くしていくために、北海道行政と道民が一つになり、できる限りの対策を進めるための道条例制定をしていただけるよう要望いたします。

〈 趣 旨 〉

私たちは平成15年2月12日早朝、新聞配達のアパートへ向かう途中、朝方までお酒を吞んでいた当時無職の28歳の青年によりひき逃げされ、一瞬にして命を奪われた息子(当時高校1年16歳)高石拓那の親です。

私たち夫婦は息子の事件後、同じ思いをする親を出してはいけなく、又加害者を生んではいけないという思いで事件の年の8月から署名活動を始め、その年の11月には、5万911筆の署名を野沢法務大臣に提出。平成17年8月には全国の同じ被害遺族と共に「飲酒・ひ

き逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」を発足させ、全国各地で活動を行って参りました。以来、平成25年までの10年間で9人の法務大臣と面談し60万3080筆の署名を提出。国会で意見を述べさせても頂きました。

その甲斐あって平成25年秋に「自動車運転処罰法」が創設。私たちが望んでいた「逃げ得」を許さないという条項も含まれました。

しかし、平成26年5月の新法施行が飲酒運転への強い抑止力となることを期待していた矢先、7月13日、小樽ドリーム・ビーチで耳を疑うような事件が起きました。

とても悔しく、切なく、悲しい思いで苦しんでいたところ、北海道大学の学生さんなどで作る「アルコール問題対策委員会」が、北海道に飲酒運転撲滅のため条例制定を求めて署名活動を行っていることを知り、共感し、感動しました。同時に全国の仲間から、福岡県での先駆的な条例制定の取り組みの経験も聞きました。

私たちは、道民に対し「飲酒運転をしない・させない」を強く認識させる、即効性と実効性のある条例制定を切に望み、要請するものです。

以上

警察が当時の不当捜査を謝ってくれました

警察署での講話を終えて

南幌町 白倉 裕美子

美紗の事件から11年が過ぎ、思い返せばそのうち6年は警察、警察捜査との闘いでした。それまで警察捜査が犯罪被害者や遺族を苦しめるとは思いもせず過ごしてきた私たちにとっては必死で地獄の日々でした。

「こんな事があっていいのか」その想いは消えることなく、私は警察捜査の在り方や自身が味わった警察被害を訴え続けてきました。

現在、「命の大切さを学ぶ教室」の講師を務めさせていただいていますが、そこに至るまでにも、私たちの警察捜査批判、被害者への不用意な言動批判を不快に思っている警察と様々な事があり、不快な思いをすることが絶えませんでした。警察の初動捜査がどれほど重要か、犯罪に遭い最初に接触する警察官の言動が与える被害者への影響、何より真相解明こそが警察の捜査であること。真相解明こそがいずれ被害者が立ち上がる力になるのだと言い続けてきた中、美紗の事件を事故処理した栗山警察署での講話依頼がありました。

私はどれほど警察の言葉に傷つき、警察が捜査ではなく「事故処理」として安易に美紗の事件を扱ったか、そして最愛の娘の死の瞬間を自ら「捜査」し「証拠」を基に真相解明を訴えたこと、警察の捜査がきちんとなされていたならば裁判の結果も間違いなく違っていたであろう口惜しさを警察官の前で話しました。二度と同じ過ちは繰り返さないと欲しかったと願い、そして警察が被害者の敵になってはならないと伝えました。

被害から立ち直ることは無くとも、時間が掛かって、立ち上がり生きていかなければならない。その立ち上がる力の1つになることが真実に基づいて加害者が裁かれることであり、事件に最初に関わる警察捜査の重要な役割をしっかりと果たしてほしい。その想いが届いたのだと思います。

講話内容が冊子となり警察官へ配布されました。そして美紗に対しても手を合わせ謝罪して頂けました。

私は今後の警察に期待を寄せながら、私たちのように苦しむ被害者が二度と出ないように、活動を続けていこうと思っています。

////////////////////

上記警察署が白倉さんの講話後に発行した資料「鍛魂～聞け!被害者遺族の声を～」の序文を、了解を得て右に紹介させていただきます。

なお、白倉美紗さん交通死事件の概要と裁判の経緯等については、次ページの会報29号(p2～3)再掲記事を参照してください。

資料「鍛魂」

発行にあたって

我々警察はだれのため、何のために存在しているのでしょうか。この当たり前の答えに疑いが持たれ、この当たり前のことを「警察改革」という名で、職員に浸透させなければならない事態となっているのです。いったい警察職員の魂はどうなってしまったのかと嘆きたくになります。しかし、嘆いていても始まりません。今こそ、警察職員を志した己の魂を鍛え直す時です。

この度、11年前に当署管内で、最愛の娘さんを失うという大変辛い体験をしたうえ、当警察署の捜査により、更に傷つけられ苦しめられた白倉裕美子さんが、辛い思い出の残る当署を訪れ、思い出すのも苦しい経験をお話くださいました。

当署のだれではなく、当署がおこなった捜査が、本来、亡くなった被害者やその家族のためにおこなう捜査が、被害者遺族である白倉さんご家族を苦しめたことは、将来にわたって消すことのできない事実です。

当署で勤務するすべての職員は、我々警察は、被害者を始めとする善良な住民のために存在していること、我々のおこなう捜査は、刑罰法令を迅速適正に適用するためだけにあるわけではないということも肝に銘じなければなりません。我々の捜査は、社会の安全と住民の安心を守るために、国民から与えられた権限です。白倉さんがおっしゃるように、事件の真相解明のための捜査は、被害者やその遺族にとっては、明日につながる大変重要なことです。警察が、捜査の対象として闘うべき相手は被疑者であり、被害者やその遺族から、敵と思われ争うような捜査は、万死に値するようなものだと思います。

当署のおこなった捜査に対する白倉さんの痛烈な批判は、当署員としては耳を覆いたくなるような恥ずかしく、くるしいものばかりでしたが、我々は、白倉さんの一言一句を魂に刻み込み、今日からの自分の行動に生かさなければなりませんと思います。そうしなければ、敵であった当署員の前で、辛い思い出をお話くださったうえ、我々の改革を信じ、期待していただいている白倉さんの勇気と熱い情熱が無駄になってしまいます。

自分の仕事に迷いが生じたり、心が折れそうになった時に今一度、白倉さんの講演を思い出していただくために、白倉さんの了解を得て講演内容をまとめ、警察官としての自分の魂を鍛えるための資料という意味で「鍛魂」と名付けました。当署に勤務する警察職員のみならず、すべての警察職員が、警察官としての「魂」を持って、被害者やその遺族から頼りにされ、期待される役割を果たすことを衷心より祈念し、発行の言葉と致します。

平成26年9月12日

札幌方面栗山警察署長 廣瀬 猛信

(事件から5年半) 民事裁判を終えて 白倉博幸・裕美子 2009年4月発行 会報29号より

1 民事裁判の目的について

私たちが司法の場でこれまで取り組んできた目的は、真実を明らかにし、娘の汚名を晴らすことでした。

事件当初、警察は加害者の供述「自転車が急に飛び出した」(事件図の1の位置)を鵜呑みにし、起訴もされませんでした。私たちは必死に独自調査や鑑定を行い何度も上申し、2年3ヶ月後ようやく起訴となったのです。

刑事裁判では、娘の飛び出しではなく、速度超過の加害トラックにより反対車線でひかれたことが認定され、禁錮3年の有罪判決が得られました。しかし、私たちが求めた衝突態様など真相解明にはほど遠く、加害者の行為は「暴走とまでは言えない」として執行猶予5年が付けられる不当なもので、上告の願いも聞き入れられませんでした。

このような経過から、私たちが本民事裁判で具体的に追求めたものは、①警察の初動捜査のミスを公判廷で暴きだすこと、②衝突態様を明らかにすること、そして③加害者証言の全てを崩すことでした。

2 民事裁判の結果と意義

事件から5年6ヶ月、民事提訴から2年8ヶ月目の平成21(2009)年3月5日、札幌地裁橋本修裁判官は次の判決要旨を述べました。

「本件事故は、被告が、ユニック付4トントラックである加害車両を運転する際、被害自転車の存在を認識していながら、制限速度の時速50kmをはるかに上回る時速約90km速度で走行中に、被害自転車が本件交差点に進入しようとするのに気付いて慌ててブレーキをかけ、さらにハンドルを右に切ったために、ゆっくりとした速度で走行していた被害自転車と加害車両が反対車線の中央付近(事件図の5の位置)で衝突したものと認められる。(中略)被告の重大な速度違反、安全確認義務違反や運転操作の誤りに起因する」「過失割合は95対5とする」と。

衝突態様がなお明らかにならず、判決には多くの疑問が残っていますが、本民事訴訟に取り組んだ意義は大きなものがあつたと思います。

(1) 原告証拠が採用され、速度など加害者の重大過失が認定されたこと

刑事裁判高裁判決では82.8kmとされ、「直ちに暴走とは言えない」とされた加害トラックの走行速度ですが、判決では「少なくとも確実に考えられる数値から、時速90kmと推認する。」とされました。警察が見落とし、原告(遺族)撮影のブレーキ痕が証拠として認定され、さらに、摩擦係数や中間の点状ブレーキ痕を制動中とするなどの原告主張も認められ、最低速度90kmが認定されたのです。

また、高裁判決の「美紗の斜め横断」(事件図4の位置)も覆すことが出来、横断終了間際の衝突(事件図の5の位置)である事までは認められました。

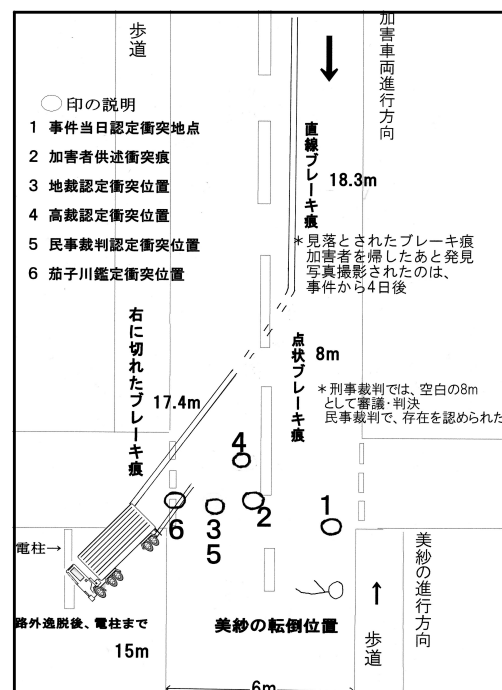
(2) 警察捜査の不備を公判廷での証言という形で明白にさせたこと

当初の捜査がどれだけ杜撰な事故「処理」であつたか、平成19年10月20日、原告側申請の証人、担当警察官の証言を裁判記録から抜粋します。

◆衝突地点について、被告が「覚えていない」と言ったのに対し、「この辺か」などと誘導し証言(事件図の2の位置)させていた。◆警察が「衝突地点特定の重要な証拠」としていた自転車の「引きずり痕」について、実際は「写真は撮っていない」として、実況見分調書に1枚も添付されていなかった理由を吐露した。(判決では、この「引きずり痕」の存在について「疑問である」と否定され、私たちの主張が認められることになりました)◆直線ブレーキ痕の存在について、「加害者を帰した後に見つけた。加害車両のものかもしれないと思ったが、他の警察官には知らせなかった。写真は「(事件から)4日後に撮影した」と述べ、「横の連携がうまくいっていなかった」ことも自ら認めた。◆直線ブレーキ痕と右に切れて印象されているブレーキ痕の間の8mについては「捜査していない。途切れていることに疑問も持たなかった」「加害者を呼び戻そうとも考えなかった」と捜査の不備について証言。

(3) これまでの加害者の嘘が明白になったこと

加害者供述について、判決文は「被告は、本件事故直後の実況見分の際に、衝突地点について、最初にはよく分からないと述べていたが、さらに説明を求めると、指で円を描くようにして、(図面上を)特定した。しかしながら、その実況見分の際には、第1スリップ痕の存在を前提としていなかったことからすると、被告は本件事故に至る状況を十分に把握できていないし(被告本人尋問の結果から)本件事故時の状況について、自らの記憶ではなく、スリップ痕などから推測して述べていることがうかがわれ、被告本人の供述は到底信用できない。」(以下略)



最高検通達「犯罪被害者等の権利利益の尊重について」の要点と意義 刑訴法（被害者参加制度）に関する意見交換会 最終報告 前田 敏章

最高検察庁は平成26年10月21日、全国の高検検事長、地検検事正宛て標題の通達を発しました。これは、法務省が被害者参加制度などを定めた平成19年刑事訴訟法の3年後見直しに関して開催してきた意見交換会（平成25年1月から26年7月まで計12回開催。被害者団体・ハートバンド代表として前田も発言）での指摘や意見を踏まえたもので、私たちが強く求めてきた公判前整理手続に「傍聴」参加の道が開かれるなど、極めて貴重な前進面を含むものです。他にも、検察官から被害者へのより丁寧な説明や情報提供、証拠閲覧の

弾力的運用、主張・立証に当たっての（被害者からの）要望への配慮、公判期日設定の配慮、上訴審における対応の配慮など、踏み込んだ具体的内容です。

通達は5ページ、これを補足した部長通知は13ページと大部ですが、この要点と意義について下表にまとめました。被害に遭い、被告の刑事裁判に臨むに当たって、被害者参加をするしないにかかわらず重要です。下線部および右欄に注目してご活用下さい。

なお通達本文や意見交換会の詳細は「ハートバンド」のHP (<http://www.heart-band.com/>) を参照下さい。

最高検通達（平成26年10月21日）および部長通知（同）の要点

（前田作成）

次長通達「犯罪被害者等の権利利益の尊重について（依命通達）」の要点	部長通知『犯罪被害者等の権利利益の尊重について（依命通達）』の発出について（通知）」の要点	本通達・通知の意義と前進面、旧通達等との比較など
【前文】法務省において、（被害者参加制度等を定めた平成19年改正刑事訴訟法の）見直しの要否について検討を行うに当たって幅広く関係者の意見を聴取するため、平成25年1月から平成26年7月にかけて、意見交換会を開催したところ、これまでの検察官の犯罪被害者等に対する対応について、おおむね好意的な評価を得られたものの、一部に検察官の対応に問題があった事例の指摘があったほか、被害者参加人と検察官との間の密接なコミュニケーションや検察と関係機関等との連携の重要性を指摘する意見が示されました。このような指摘や意見を踏まえ、今一度各制度の趣旨を再認識するとともに、<u>検察の理念が「犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する」ことを基本姿勢の一つとしていることに思いを致し、被害者参加制度の対象となる者を含め広く犯罪被害者等に対してなお一層の配慮に努められたい、下記の各点に留意して犯罪被害者等に対する対応に遺憾のないよう願います。</u> 【1 捜査・処理】事情を聴取するに当たっては、被害者等が受けた身体的・精神的被害等に十分配慮しつつ、被害者等との間の<u>コミュニケーションをより一層充実させ、その声に真摯に耳を傾けるよう努められたい。</u> また、捜査の過程において、被害者等から、起訴・不起訴の判断や起訴事実の内容等の事件の処理に関する要望が示された場合には…要望にも十分に配慮した事件の処理に努めるよう配慮されたい。 被害者等に対しては…今後とも必要かつ適切な範囲で事件の処理に関する説明を尽くされたい。特に、被害者等から事件の処理に関する要望が示された場合において…要望に沿う事件処理を行うことができない場合には…適宜の時期に、捜査処理の内容及び理由について丁寧に説明し、理解を得るよう努められたい。	〈通達発出までの経緯〉 犯罪被害者等基本法に基づく基本計画（平成17年12月）では「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが『事件の当事者』である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められるべきである。」として、『事件の当事者』である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならない。」と指摘された。 〈通達の趣旨〉 意見交換会等で示された指摘や意見を謙虚に受け止め、「検察の理念」に示された犯罪被害者等に関する基本姿勢を真摯に実践すべく、被害者参加制度の趣旨の再認識を図るとともに、被害者参加制度の対象事件であるか否かを問わず、広く犯罪被害者等が適切かつ効果的に刑事手続等に関与することができるようにするため、<u>犯罪被害者等に対してなお一層の配慮がなされるよう、従前発出された犯罪被害者等に対する対応に関する次長検事依命通達の内容を整理し、その対応の在り方について、網羅的・包括的に示すこととしたものである。</u> 事情聴取に当たり<u>二次的被害についてよく理解した上で、被害者等の受けた被害の内容を的確に把握し、その心情に十分配慮した対応をとる必要がある。</u>その上で、被害者等の意見を適切に把握して刑事裁判に適正に反映させることが、被害者等の正当な権利利益の尊重につながることを自覚し、被害者等との間のコミュニケーションをより一層充実させ、その声に真摯に耳を傾ける必要がある。 起訴・不起訴、公判請求・略式請求、訴因及び罰条の構成といった事件処理に関する要望についてはより一層の配慮～被害者等の要望にも十分に配慮した事件の適正な処理とその説明～が必要であり、公益の代表者として真摯に対応することが求められる。 要望に沿う事件処理ができない場合には、<u>丁寧に説明し理解を得る努力が必要。</u> <u>不起訴処分について理解が得られないときは、檢察審査会への申立制度を説明し、対応を被害者等に委ねるのが相当。</u>	通達発出の経緯と趣旨を丁寧に記述。基本計画の指摘および検察の理念を改めて記し、意見交換会での指摘や意見を踏まえ、犯罪被害者等が、より適切かつ効果的に刑事手続等に関与することができるよう、その対応について一層の配慮に努めること等を、網羅的・包括的に示したことは貴重。 ※なおH26・10・21廃止された通達・通知は①H18・3・31 通達（冒頭陳述の交付）②H20・3・24 通達（事件処理、公判における主張・立証についての要望への配慮）③前記同、総務部長通知 ④H20・9・5 通達（証拠開示について）⑤前記同、公判部長通知 【改訂】 捜査段階での事情聴取に当たっての配慮事項が丁寧に記されている 旧通達②の1に「訴因及び罰条の構成」が新たに付加 同じく②の2に「丁寧に」が付加 檢察審査会の活用を新たに付記

次長通達	部長通知	旧通知との比較・意義
【2 情報提供(1)】 被害者等に対し…その権利利益の保護のための制度や、検察庁における被害者等の保護と支援のための運用上の取組に関する情報を適宜の時期に提供するよう配慮されたい。 また、(被害者等の) 保護・支援に適した関係機関等に関する情報を提供したり、これら関係機関等に被害者等を紹介するなど関係機関等と連携して適切な対応に努められたい。	<u>制度</u>：公開の法廷における被害者特定事項の秘匿制度（刑事訴訟法第290条の2）、被害者等の意見陳述制度（同法第292条の2）、優先的に裁判を傍聴できる制度（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「付随措置法」という）第2条）、公判記録の閲覧及び謄写の制度（同法第3条）、刑事和解制度（同法第19条～第22条）、損害賠償命令制度（同法第23条～第40条）など刑事手続上の制度運用上の取組：被害者支援員による相談・支援、被害者ホットラインによる相談や事件の問い合わせへの対応、被害者等通知制度など適宜の時期：被害者等の利益を第一に考慮し、当該制度ないしは取組が必要とされる時期以前のできるだけ早い段階で情報提供を行うことが適切である。 情報提供に当たっては…わかりやすく説明することが肝心であり、各庁に備え付けられた「犯罪被害者の方々へ」と題する冊子を活用するなどの工夫が求められる。	【新】 被害者参加の前提となる情報提供について、制度の関係条文を列挙し、運用上の取組と合わせ、「被害者等の利益を第一に考慮」した適宜の時期に行うなどと、その配慮を丁寧に指示したもので貴重。 なお、通知で付記されている冊子はわかりやすい説明を具体化したもので貴重。
【2 情報提供(2)】 特に、被害者参加制度の対象となる事件を公判請求する場合においては、被害者等が被害者参加の申出をするか否かを適切に判断することができるように、被害者参加制度及びこれに関連する制度について必要な情報を適宜の時期に提供するよう配慮されたい。	被害者参加制度が被害者等の権利利益の保護のためにとりわけ重要な制度であることに鑑み、同制度を利用するかどうかを適切に判断することができるようにするため、<u>同制度に関する情報提供について特段の配慮を求めるものである。</u> <u>関連する制度</u>：被害者参加旅費等の支給制度（付随措置法第5条～第10条）、国選の被害者参加弁護士の選定制度（付随措置法第11条～第18条）など。 <u>適宜の時期</u>：「起訴後できるだけ早い時期」「(事件の内容によっては) 起訴前の捜査段階で被害者等が参考人聴取等で来庁した際」	【新】 特に被害者参加制度対象事件の場合の制度に関する情報提供の意義を「特段の配慮を求める」と強調し、その時期を起訴前の捜査段階も含め早期にしていることは貴重。
【3 主張・立証の証明(1)】 公判請求をした場合には、当該事件の被害者等の要望に応じて、…、適宜の時期に、公判における検察官の主張・立証の内容を分かりやすく説明するように努められたい。 また、このような説明に関連して、被害者等の要望がある場合には、関係者のプライバシー保護に適切に配慮した上で、<u>起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面や冒頭陳述の内容を記載した書面を交付された</u>い。	被害者等が、自己を被害者等とする事件の真相を知りたいと思うのは当然のことであり、<u>刑事司法が「事件の当事者」である生身の被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有するものである以上、真相解明の途上である捜査段階においては十分な説明は困難であっても、事件を公判請求した場合には、当該事件の被害者等の要望に応じて、公判における検察官の主張・立証の内容を分かりやすく説明するのが相当である。</u> 説明に関連して、被害者等の要望があれば、<u>起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面や、冒頭陳述に際してあらかじめ書面を作成して裁判所に提出した場合においては、当該冒頭陳述の内容を記載した書面を交付するのが相当である。</u>	【改訂】 被害者等にとっての刑事司法の重要性を強調し、その上にたつて分かりやすく説明することを指示したもので、 (2) の証拠開示にも直結する重要なもの。 旧通達①では「冒頭陳述の内容を記載した書面」の交付のみであったが、起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面」にまで拡大された。当然とはいえず貴重。
【3 主張・立証の証明(2)】 被害者参加制度の対象事件の場合は被害者等の訴訟行為の準備の必要性にも十分配慮して (1) の対応をすること 被害者等から、検察官が証拠調べ請求をすることとしている証拠の開示を求められたときは、～相当でないと認める場合を除き、当該証拠の閲覧を認めるなど、弾力的な運用に努められたい。 対象被害者等に証拠を開示するに当たっては、これにより知り得た事項をみだりに使用することのないよう注意を喚起するなど、適切な情報管理に配慮されたい。	被害者参加制度の対象事件の場合は(1)の理由に加え、被害者参加の申出をするか否かの判断、あるいは被害者参加人として自ら行う訴訟行為（証人尋問、被告人質問、弁論としての意見陳述）を準備する上でも検察官の主張・立証の内容を知る必要があるとの観点から分かりやすく説明することを求めるもの 同後段は、対象被害者等から証拠の開示を求められた場合に、<u>検察官請求証拠</u>（検察官が当該被告事件について証拠調べ請求をすることとしている証拠）<u>については原則としてその閲覧を認めることとする点にその趣旨があるのであって、それ以外の検察官手持証拠の開示を一律に禁止する趣旨ではない。</u>したがって、例えば、刑事訴訟法第316条の15第1項又は第316条の20第1項の規定により検察官が被告人又は弁護人に開示した証拠についても、開示の必要性及び開示に伴う弊害の有無・	【改訂】被害者参加制度対象事件の場合の、検察官の主張・立証の説明の必要性を記したもので重要。 〈証拠の開示について〉 証拠の閲覧は原則認めるという通達の文言は④と変わりが無いが、旧通知⑤の第2.2の文末は「差し支えが無い場合もあり得ると考えられる」との慎重な表現であったが、本通知では「差し支えない」と言い切っている点が重要な前進点。 〈開示方法の謄写について〉 謄写を一律に禁止するもの

次長通達	部長通知	旧通知との比較・意義
	程度を考慮して相当と認められるときは、これを開示することとしても<u>差し支えない</u>。同後段は証拠の謄写を一律に禁止するものではなく、被害者参加人から委託を受けた弁護士から謄写を求められた場合など証拠の謄写に伴う弊害が認められないときは、証拠の謄写を認めて<u>差し支えない</u>。	ではないことの趣旨を丁寧に述べ、旧通知⑤の第2.4「差し支えが無い場合もあり得ると考えられる」との慎重な表現を変え「差し支えない」と言い切る重要な前進あり。
【4 主張・立証の要望に対する配慮】 被害者等から、検察官が公判において主張・立証する事項についての要望が示された場合には…<u>要望にも十分に配慮した主張・立証に努められたい</u>。 被害者等の要望に沿う主張・立証ができない場合には…<u>その理由について丁寧に説明し、被害者等の理解を得るよう努められたい</u>。	(要望が示された場合) かかる要望にも十分に配慮した主張・立証に努めることを求めるものである。 (要望に沿う主張・立証ができない場合) その理由について丁寧に説明し、被害者等の理解を得る努力が必要である。	【改訂】 旧通達②の4、および旧通知③の3(2)の内容と大きくは変わっていないが、要望に応えられない場合の説明に「丁寧に」という配慮が付加されている。
【5 公判前整理手続】 公判前整理手続及び期日間整理手続が行われた場合は、被害者等の要望に応じ、適宜の時期に、その経過及び結果について必要な説明をするよう配慮されたい。	公判前整理手続等における事件の争点及び証拠の整理の結果が、被害者参加人等の訴訟行為の内容にも影響し得るものであるから、…<u>十分なコミュニケーションをとり、被害者参加人等の要望をよく聞いた上で公判前整理手続等に臨むのが相当。その上で、公判前整理手続等の経過及び結果についての説明を十分に尽くす必要がある</u>。 この点は、…(参加を検討している)被害者参加対象事件の被害者等に対する対応についても同様である。 なお、現行法上、公判前整理手続等への被害者参加人等の出席や傍聴に関する規定はないが、実務の運用として、公判審理予定等についての事実上の打合せの場に被害者参加弁護士の同席を認める例もあるところ、<u>被害者参加人等が公判前整理手続等の傍聴を特に希望する場合において、その理由、被害者参加人等が公判前整理手続等に同席することの弊害の有無・程度、弁護人の同意の有無などを考慮して相当と認められるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの配慮も必要である</u>。	【新】 公判前整理手続等の経過及び結果について説明する意義を詳述。 後段は極めて重要な前進である。公判前整理手続への被害者等の参加について、法制化は叶わなかったものの同手続等への「傍聴」について、実際の運用例を示しながら明記したことは大きな意義がある。
【6 公判期日等(1)】 被害者等が公判傍聴を希望する場合は、公判期日の指定に当たっては、被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じて、被害者等の希望を裁判所に伝えるよう配慮されたい。	被害者等が、刑事裁判の推移を自らの目で見守りたいと思うのは当然のことであるから、<u>可能な限り公判傍聴の機会が得られるよう配慮する必要がある</u>。公判期日の指定は裁判長の権限に属するが、指定に当たっては検察官の意見が求められるのが通例であり、そのような機会等に、被害者等の希望を裁判所に伝えるような配慮をすることが求められることとなる。	【新】 先ず、被害者等の傍聴の機会が失われないように公判期日の希望を伝えるという、貴重な配慮事項が新たに盛り込まれた。
【6 公判期日等(2)】 被害者参加が許可された事件の公判期日等の指定に当たっては、<u>被害者参加人等の都合を把握し、これを裁判所に伝えるなどして、公判等の期日が被害者参加人等の事情も十分に考慮に入れた上で指定されることとなるよう配慮されたい</u>。 公判等への出席に関しては付添い又は遮蔽の措置が必要な場合には、その必要性につき適宜裁判所に説明するなどして、被害者参加人の心理的な負担の軽減が図られるよう配慮されたい。	<u>被害者参加が許可された事件においては、正に被害者参加人等が、公判期日等に出席し、一定の範囲で訴訟行為を行うことが認められていることから、公判期日等が、被害者参加人等が出席することができる日に指定される必要性が更に大きい</u>。 公判等に出席した被害者参加人が、被告人や傍聴人の存在に起因する過度の不安や緊張に妨げられることなく必要な訴訟行為を行うことができる状況を確保する必要がある。かかる観点から検察官が必要な配慮をすることを求めるものである。趣旨に鑑みれば、<u>配慮の対象となる措置は、例示されている付添い及び遮蔽(刑事訴訟法第316条の39)に尽きるものではなく、例えば、入出廷時の動線が被告人の至近を通らないようにするといったものも含まれる</u>。	【新】 被害者参加の前提となる公判期日等の指定に関し、被害者参加人等の事情を考慮するという、当然とは言え重要な配慮事項が新たに盛り込まれた。 また、公判出席への被害者参加人の心理的負担軽減の措置が新たに明示された意義も大きい。
【7 助言等】 被害者参加人等から、その自ら行う訴訟行為に関し、相談、助言その他の助力を求められた場合には、被害者参加制度の趣旨に	通達の「被害者参加制度の趣旨」は、被害者参加制度が二当事者主義構造を維持しつつ、その枠組みの中で、①事案の真相の解明という刑事裁判の基本的な目的の達成、②被告人の権利・利益の保護、③迅速な裁判の	【新】 被害者参加人等から相談や助言等を求められた場合の配慮について記述し、「二当

次長通達	部長通知	旧通知との比較・意義
のっとり、被害者参加人等との間で適切なコミュニケーションを保ちつつ、公益の代表者として相当と認められる範囲で、これに応じるよう努められたい。	要請、④証人の負担に対する配慮、⑤法廷の秩序維持などの刑事裁判における様々な要請との調和を図るというものであり、同じく「公益の代表者として相当と認められる範囲で」としているのは、検察官は、被害者等の代理人ではなく、被害者等の利益だけを考えるのではなく、飽くまでも「公益の代表者」としての公正さや廉潔性を保って助力を行わなければならないことをいうものである。	「事者構造」を維持するものであること、「公益の代表者」としての立場からの助力であることを確認。
【8 判決を踏まえての対応】 判決があった場合には、被害者等の要望に応じ、判決内容につき十分な説明をするとともに、上訴に関する事項についても必要かつ適切な範囲で説明を尽くすよう配慮されたい。また、判決に対する上訴の要否を検討する際には、必要に応じ、被害者等から意見聴取を行うなど適切に対応するよう配慮されたい。 (被害者等から上訴を要望されて、上訴しない場合には) その理由を分かりやすく説明し、被害者等の理解を得るよう努められたい。	判決は刑事裁判の言わば到達点であり、被害者等が、判決で自己を被害者等とする事件に関し、適正な事実認定がなされるとともに、これに基づき公正妥当な刑罰が科されているかどうかに関心や強い関心を寄せ、場合によっては、<u>検察官が上訴するよう要望するのは当然のことである。</u>	【改訂】 判決に対する被害者等の関心と上訴の要望への理解を示し、上訴しない場合の理由説明も、旧通達②の6にはない「分かりやすく」という文言を加えるなど、より被害者を尊重した対応を指示している。
【9 不服申立てへの対応】 事件の処理、公判における主張・立証または上訴に関する判断について、被害者等から不服の申立てを受け監督権の発動を促されたときは、迅速に所要の調査を行い、検察権の適正な行使を旨としつつ、事案の内容等を勘案し、必要に応じ、当該判断の適否を再検討するなど、適切に対応するよう配慮されたい。	被害者等が、主任検察官の所属庁又はその上級庁の監督者に対し、主任検察官による不起訴処分等の事件の処理、訴因の設定、証拠調べの請求等の公判における主張・立証又は上訴に関する判断について、監督権の発動を促す申立てを行った場合には速やかに、その申立て内容を検討するとともに、主任検察官に事実関係を確認するなど必要な調査を行い、<u>被害者等の立場や心情にも十分配慮した上</u>、監督者において、事案の内容、社会的影響等を考慮して、被害者等に対し、臨機応変かつ適切に説明を行い、あるいは、当該判断の適否を再検討し、必要に応じて、主任検察官に対し、所要の改善措置をとるよう指揮・指導するなど、監督者に対し、上記のような不服申立てへの迅速・適切な対処について、一層の配慮を求めるものである。	不服申立てに対する上級庁の指揮・指導という重要項目であるが、ほぼ、旧通達・通知(②の7、③の3(4))を踏襲して強調されている。
【10 上訴審への対応】 上訴審においても、必要かつ適切な範囲で、以上に準じた対応がなされるよう配慮されたい。 また、捜査段階並びに第1審及び控訴審の公判段階における検察官及び検察事務官による被害者等に対する対応状況等が、上訴審を担当する検察官及び検察事務官に適切に引き継がれるよう配慮されたい。	上訴審においても、被害者等が、自己を被害者等とする事件の審理の帰すうに関心を寄せるのは、第1審における場合と何ら変わりはない。また、被害者参加に関する規定は、特別の定めがある場合を除き、控訴審についても準用されることから(刑事訴訟法第404条)、控訴審において被害者参加の許可がなされる場合もあるほか、控訴審において、刑事訴訟法第292条の2による意見陳述が認められた例もある。したがって、<u>被害者等と検察官とのコミュニケーションの在り方を始めとして、被害者等に対する配慮の在り方については、第1審であろうが、上訴審であろうが基本的には同様である。</u> そこで、本依命通達10前段は、<u>上訴審においても、相当な範囲で、本依命通達2から9までに示したところに準じた対応をするよう求めるものである。</u>個々の事案に応じて判断することになるが、いずれにしても、刑事司法が「事件の当事者」である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有するものであることを十分自覚し、第1審における被害者等への対応との均衡にも配慮しつつ、臨機かつ適切な対応を心がける必要がある。本依命通達10後段は、かかる対応を円滑に行うため、<u>捜査段階並びに第1審及び控訴審の公判段階における被害者等への対応が、順次、適切かつ確実に上訴審の担当者</u>に引き継がれるよう配慮することを求めるものである。	【新】 上訴審における被害者等に対する配慮の在り方について、第1審と同様であることを、特に項目を起こして改善・徹底を求めたもので、重要。 後段は、上記の対応を円滑に行うための担当官同士の引き継ぎの重要性について必要な指摘をしている。

要請活動
報告 1

75歳以上の認知症検査が強化されます 道交法改正案、今国会に提出予定

報道されているように、政府は3月10日の閣議で、75歳以上運転者の認知症チェックを強化する道交法改正案を決定しました。今国会（会期末は6月24日）で成立すれば、2年以内施行となる見通しです。

■ 改正案の要点

改正案の要点は下表となりますが、検査で認知症の疑いがある「1分類」になると、速やかな医師の診断書の提出が義務づけられ、認知症と診断されれば免許取り消しか停止となります。

現 在		改正案	
3分類	違反をしても医師の診断書の提出や検査の再受検の必要なし	⇒	3分類 違反をしたら臨時の検査を受検 1分類に降格したら医師の診断書を提出
2分類			2分類
1分類	違反をしたら医師の診断書を提出		1分類 違反をしなくても医師の診断書を提出

※「1～3分類」とは

道交法では75歳以上の高齢者は、3年に1度の免許更新時に、認知機能の検査を義務づけており、結果によって「第1分類：認知症の疑いあり」「第2分類：認知機能低下の疑いあり」「第3分類：認知機能低下の疑いなし」に分類される。

■ 会として賛成の意見書を提出

私たちは、毎年国に提出している要望書の第5項目で、交通犯罪を撲滅し、交通死傷被害をゼロにするために「運転適性検査」（医学的など）の義務づけなど、免許付与条件を厳格にすること」と記して、厳格な免許管理を求めてきましたから、今回の改正に際しての2月の意見募集には、基本的に賛成の意見を提出しました。

以下は提出した意見の抜粋です。

道路交通法改正試案への意見

2月4日 北海道交通事故被害者の会

本来道具であるはずクルマが、年間6000人もの死者（厚生省統計）と80万人に近い負傷者を今も生み、結果として凶器ともなっているという深刻な事態はまさに異常です。そして、こうした死傷被害をもたらす法令違反行為のうち、脇見や動静不注視、操作不適などという漫然運転に因るものが件数でおよそ8割、死者数でおよそ6割に及ぶことなどを深慮するならば、他の罰則の問題等と併せ、現行の免許制度に大きな不備があることは明白です。

以上から、今回警察庁が高齢運転者の免許管理について死傷被害根絶の一步として具体的な改正試案を提示されたことに賛成致します。

是非、こうした改正を免許制度抜本改革への第一歩と位置づけ、教習課程の抜本的見直し、医学的な運転適性検査の義務づけなど、免許付与条件を厳格にし、累犯と事故の未然防止のために飲酒運転はもとより、速度超過や安全確認違反など人身被害につながる悪質危険な道交法違反は全て免許取り消しとするなど免許管理の抜本的見直しに着手されることを切に願います。

■ 今後の課題

もちろん未だ不十分な点もあります。今後さらに、

- ① 認知症の有無を調べる適性検査を65歳に引き下げる必要性
- ② 免許更新の間隔を短縮すること
- ③ 75歳以上でなくても、どの年齢でも、認知症の診断がついたら免許の適性検査を直ちに受けるように義務づけること
- ④ 認知症と診断されていて、運転し事故を起こした場合の罰則強化

など、検討を要する事項があることも指摘しておきます。

（以上前田記）

75歳以上の認知症検査強化に思うこと

荻野 京子 72歳

三年後にこの年齢になる私にとって、この道路法改正案はとても身近で重大な事案です。

毎日のように車を運転していますので、まだまだ乗れると思っていても脳や体が日々衰えているのです。

昨年、家族会議で車は早く乗らないようにと、子供達から意見が出て、憤慨しておりました。しかし、良く考えてみると、危険になってから判断しては遅いのです。軽い認知症になって、判断力が落ちてからでは大変です。

車が後二年で、十年目になります。そろそろあちこち修理が必要になっています。今、新しい車を買おうと、五年以上は乗りたくなくなります。

ゴールド免許は平成29年まで有効ですが、その前に公共交通機関の利用を心掛けて、車に乗らなくても生活出来るように習慣づけようと思っています。

若年性認知症もありますので、自分が判断出来るうちに免許を返納するのが一番良いのではと考えます。私は75歳前に、免許を返納しようと思っています。

高齢者の高速道路での逆走事故が増えています。アクセルとブレーキの踏み間違えの事故も多く、人命に拘わるような事故を起こしてからでは取り返しがつきません。高齢者が自らの速やかな判断で、免許を返納し交通事故のない世の中にすべきです。

要請活動
報告 2第10次交通安全基本計画
意見聴取会

2014年9月24日

「交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図る」ことを目的とした「交通安全対策基本法」に基づいて、政府が5年ごとに作成している「交通安全基本計画」の10次計画（平成28～32年度）作成作業が始まっています。

担当所管である内閣府（共生社会政策担当）は、平成27年度中の計画策定に向け、昨秋意見を募集。当会も意見書を提出するとともに、9月24日の意見聴取会に前田が出席し発言してきました。

要望内容は下記7項目ですが、ベースは当会の要望書と2013年11月のフォーラムで採択した「交通死傷ゼロへの提言」（2014年版は次ページ）です。

今後ですが、夏以降中間案についての公聴会が開かれると思いますので、また強く要望します。

柱1：計画の基本理念と目標

計画の基本理念に交通死傷被害ゼロの社会実現を掲げ、中期目標として死亡および重傷被害ゼロを明記し、第10次計画を中期目標実現へのステップと位置づける。

これまでの、死者数「半減」や「3,500人以下」という目標設定は「事故はやむを得ない」という現状追認につながる不適切な数値目標です。パラダイムの転換をはかり、減らせれば良いではなく、根絶するにはどうするかという観点からの、道路交通法など法制度、道路のつくり、車両の安全性確立、免許制度など関係施策の抜本的改善が必要です。

柱2：自動車の抜本的な速度抑制と規制

スピードと効率優先からのパラダイム転換を図り、自動車の抜本的な速度抑制と規制を安全対策の基本に据える。そのため、段階別速度制御車の導入、ISAの実用化など具体的対策を位置づける。

クルマが決して危険な速度で走行することがないように、新たな規制が急務です。クルマ自体には、段階別速度リミッターや、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダーの装着を義務化し、速度と安全操作の管理を徹底するべきです。

柱3：生活道路の歩行者優先と交通静穏化

車道至上主義を改め、生活道路の歩行者優先と交通静穏化を実現する。「ゾーン30」など一律規制を道路構造や施設整備を前提とせず行う。

歩車分離信号をスタンダードな信号と位置付け、全ての交差点に普及する。

自転車の安全な走行帯確保を緊急課題と位置づける

人口当たりの歩行者の被害死が諸外国との比較において極めて高い現状からも、生活道路における歩行者優先と交通静穏化（クルマの速度抑制）、そし

て「ゾーン30」は重要です。

歩車分離信号は安全性の効果が顕著であるのに普及率は数%程度です。全ての交差点が歩車分離というイギリスの先進例に学ぶべきです。

柱4：交通教育

学校教育における交通教育は、技能教育に偏した交通安全教育ではなく、クルマ社会の負の側面も学ぶ総合的な交通教育を推進する。

柱5：安全運転の確保

交通死傷被害ゼロのため、自動車運転免許の付与条件を厳格にする。飲酒や薬物使用による死傷事件を撲滅するため、血液検査の制度化と飲酒の違反者へのインターロック（アルコールを検知すると発進できない装置）装着義務化を行う。

運転免許は安全運転のための専門的な技能をもった者に限るべきです。違反行為はすべて重大な人身事故の原因や要因となるのですから、安全確認違反など悪質な道交法違反は免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にするなど適切な資格管理が必要です。

柱6：車両の安全性の確保

全てのクルマに段階別速度抑制装置装着を義務化する。事故原因の科学的究明のためにも、ドライブレコーダーの装着を義務化する。

柱7：公共交通機関の整備

自動車を持たない人も移動の自由が享受できるよう、鉄道やバスなど公共交通機関整備を重点施策と位置づけ、自動車、とりわけ自家用車に依存しない安全・快適な生活を実現すべきです。

第2次犯罪被害者等基本計画
見直しに関する意見聴取会

2014年9月30日

要請活動
報告 3

内閣府犯罪被害者等施策推進室は、犯罪被害者等基本法に基づき、平成23年3月に策定された第2次犯罪被害者等基本計画（～5年間）の見直し作業にあたって、被害者団体からの要望・意見聴取会を9月30日開催。当会からは前田が出席し、あらかじめ提出した要望書に基づいて意見提言を行ってきました。内閣府は、出された要望意見を参考に、平成27年度中の検討を予定しています。

以下、発言した「新たな計画に盛り込むべき事項」の項目を記します。内容は当会の要望事項の通りです。（括弧内は当会要望書～会報45号p12～の番号）

・損害賠償制度（3-2～3）・後遺症の適正な診断治療と認定および生活保障（3-3～5）・公訴時効制度（2-5）・公判前整理手続（3-2）・知る権利と情報開示（2-2）・科学的捜査（2-3）・被害者支援（3-6）・適正な刑罰（4-1～2）

資料

交通死傷ゼロへの提言

2014.11.16. 世界道路交通犠牲者の日・北海道フォーラム

近代産業社会がモータリゼーションとともに進行する中で、人々の行動範囲は飛躍的に拡がり、欲しいものがより早く手に入る時代となりました。しかし、この利便性を享受する影で、「豊かさ」の代名詞であるクルマがもたらす死傷被害は深刻で、命の重さと真の豊かさとは何かという問いが突きつけられています。

わが国において2012年に生命・身体に被害を受けた犯罪被害者数は86万3773人ですが、このうち何と96%(82万9807人)は道路交通の死傷(死亡者数6,414人)です。この「日常化された大虐殺」ともいべき深刻な事態に、被害者・遺族は「こんな悲しみ苦しみは私たちが終わりにして欲しい」と必死の訴えを続けています。人間が作り出した本来「道具」であるべきクルマが、結果として「凶器」のように使われている異常性は即刻改められなければなりません。このような背景から、国連は11月の第3日曜日を「World Day of Remembrance for Road Traffic Victims(世界道路交通犠牲者の日)」と定め警鐘を鳴らしています。

交通死傷ゼロへの提言をテーマに本年も集った私たちは、未だ続く「事故という名の殺傷」を根絶し、「日常化された大虐殺」という言葉を過去のものとするために、以下の諸点を中心に、わが国の交通安全施策の根本的転換を求めます。

第1 交通死傷被害ゼロを明記した目標計画とすること

憲法が第13条で定めているように、人命の尊重は第一義の課題です。現在の第9次交通安全基本計画の基本理念は「究極的には交通事故のない社会を目指す」とされていますが、「究極的には」でなく、中期目標としてゼロの実現を明記し、政策の基本に据えるべきです。

減らせば良いではなく、根絶するにはどうするかという観点から、刑法や道路交通法など法制度、道路のつくり、対歩行者を重視した車両の安全性確立、運転免許制度、交通教育など関係施策の抜本的改善を求めます。この度改正された自動車運転に関わる処罰法も、人の死傷という結果の重大性に見合う内容へと運用も含めさらに見直しが必要です。

私たちのこの主張は、単なる理想論ではありません。現に、スウェーデンでは、交通事故で死亡もしくは重症の外傷を負うことを根絶するという国家目標を「ヴィジョン・ゼロ」という名のもとに国会決議として採択しています(1997年)。そして、この目標を達成するための方法論と、その科学的根拠を示しています。

第2 クルマの抜本的な速度抑制と規制を基本とすること

これまでの長い苦難の歴史から私たちが学んだ教訓は、利便性、効率性、そしてスピードという価値を優先して追求してきた「高速文明」への幻想が、人々の理性を麻痺させ、真の豊かさとは相容れない危険な社会を形成してきたということです。安全と速度の逆相関関係は明白です。持続可能な共生の交通社会を創るための施策の基本に速度の抜本的抑制を据えるべきです。

クルマが決して危険な速度で走行することがないように、今まで以上に踏み込んだ新たな規制が急務です。クル

マ自体には、段階ごとに設定された規制速度を超えられない制御装置(段階別速度リミッター)や、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダーの装着を義務化し、速度と安全操作の管理を徹底するべきです。さらに、ISA(Intelligent Speed Adaptation 高度速度制御システム)の実用化を急ぎ、二重三重の安全装置を施すべきです。

これまで検討されてきたITS(Intelligent Transport Adaptation 高度道路交通システム)は、情報による効率的控制であるもののハード面での高速走行を前提にするという矛盾を抱え、安全性向上にどれだけ寄与しうるかは不明です。同様に「自動運転」の技術開発が、今後多数存在するであろう「非自動運転車」の危険速度走行を免罪することになってはなりません。今あるクルマの速度規制こそが急がれます。

第3 生活道路における歩行者優先と交通静穏化を徹底すること

道路上の子どもや高齢者の安全を守りきることは社会の責務です。人口当たりの歩行者の被害死が諸外国との比較において極めて高いのが現状であり、歩行者を守るためにまず取り組むべき課題は、生活道路における歩行者優先と交通静穏化(クルマの速度抑制)です。

道路や通りは住民らの交流機能を併せ持つ生活空間であり、決してクルマだけのものではありません。子どもや高齢者が歩き自転車が通行する中を、ハードなクルマが危険速度で疾駆する日常は、その根本から変えなくてはなりません。幹線道路以外のすべての生活道路は、通行の優先権を完全に歩行者に与え、クルマの速度は少なくとも30キロ以下に一律規制(「ゾーン30」など)し、さらに必要に応じて道路のつくり工夫を加えて、クルマの低速走行を実現しなくてはなりません。これが欧州の常識であり、ドイツやオランダの都市では、完全に実施されています。このような交通静穏化は歩行者優先の理念の「学び直し」の第一歩であり、ひいては幹線道路の交差点における死傷被害の抑止に結びつくはずです。横断歩道のある全ての交差点を歩車分離信号にすることも重要課題です。

同時に、財源措置を伴う公共交通機関の整備を進め、自転車の更なる活用と安全な走行帯確保を緊急課題と位置づけるなら、道路の交流機能は回復し、コンパクトな街並みは活気を取り戻すでしょう。

私たちは、交通事故による死傷をゼロにしたいと願っています。しかし、それだけではなく、現行の交通システムをより安全なシステムに改善することは、交通事故の被害者だけにかかわらず、もっと普遍的な市民や住民の生活の質をも豊かにすること、それはすべての市民の基本的人権の保障につながるということを主張しているのです。

上記「提言」は、2014年11月16日、「かでの2・7」で行われた当会主催フォーラムの第3部「ゼロへの誓い」の中で、昨年に続き主催者から提案し採択されたものです。フォーラムでは、わが国の交通安全施策の根本的転換をはかるために、「提言」の内容を各種施策、および政府の第10次交通安全基本計画に反映させるべく行動していくことを確認しました。

いのちのパネル展の感想より



JR手稲駅でのいのちのパネル展(2014年11月20～26日)

昨日も来て、頂いた少冊子を家族で読みました

近しい人を突然に、それも理不尽な事故で亡くされた人の心の痛みはいかばかりでしょう。職業ドライバーではありませんが、日常業務に常に運転がともない、年間3万キロ以上車を走らせなければいけない私自身、顧客との取引関係や自分の都合よりも何よりも、一番に交通安全を優先しなければいけないという、日頃忘れかけていた事に気づくことができました。実は、昨日もこの場所に來たのですが、その際に頂いた小冊子を帰宅してから妻と二人の中学生の子どもに見せました。自分のみならず、大切な家族を加害者にも被害者にもしない為に…。

(2014年11月 JR手稲駅 50代 男性)

立ち止まって、ゆっくり、命の大切さを考えます

私も運転をする1人として、絶対に、いい加減な運転はしてはいけなと、改めてパネルを見て感じます。孫がもうすぐ1歳になるので、9か月お腹にいた女性のパネルは、とても悲しく感じました。立ち止まってゆっくりゆっくり考えなければいけないことだと思います。

命の大切さを今一度考えて運転したいと思います。ありがとうございます。(同会場にて 50代、女性)

加害者の言葉に怒り

最後まで見ました。私と同じ年の36歳の方も居て、ショックでした。みんなみんなちゃんと交通ルールを守っていたのに、運転者はどうして自分の都合だけで危険な運転をするのだろう!! そして、加害者の言葉…ひどすぎる。人じゃない…。加害者は生きているからいい。しかし、亡くなった人、彼ら、彼女らの気持ちは?遺族の気持ちは考えてくれないの?!って強く怒りを感じました。(同会場にて、30代女性)

高校の友達が交通事故死

私の友達も高校生のときに交通事故で亡くなりました。まだ1年生のときで、同じ部活に入っていたので、とても悲しかったです。

交通事故というのは本当に怖いなと思いました。いつ家族や友達が…と思うと心配になることがあります。実際、家族の気持ちが書いてあるパネルをみると泣きそうになりました。私なんかが思っているよりもつらい思いでいる人だと思います。

私にできることは、被害者にも加害者にもならないことだということと、家族や友達も常に今まで以上に大事にしていきたいと思いました。

(20代 女性)



2014年11月12～14 札幌駅地下歩行空間

パネル展、3度目です 想像すると涙がこぼれます

本当ならば、みなさん、まだ生きているはずなのに、何と無念であったことだろう。そしてご家族の方たちは、まだ悲しみの中にいらっしゃるかもしれない。

私の家族がもし…と想像すると涙がこぼれてきました。写真を見ているだけでとても悲しいです。

そして、加害者の中には、何と想像力のない人がいるものなのか…。事故は一瞬のこと。一歩間違えば、いつ自分が被害者や加害者になるかもわからないのに。加害者には、適切で公正な刑が科されることを望みます。

このパネル展を見るのは(場所は違いますが)3度目です。感想を書くのは初めてですが、過去に2回見た時も同じことを思いました。

このようなパネル展を続けていくことはとても意義あるものと思います。

小学生と園児の一母として、子どもたちに事故に遭わぬよう、自分が加害者にならぬよう、安全運転に徹します。

(2014年4月 白石区民センター 40代 女性)

会員からのお便り

何かお手伝いを

会報をお届けいただき、ありがとうございます。私も何となく生きていくうちに今年も2月になりました。皆さんが忙しくしているので、何かお手伝いを…と思いました。北大生の署名もしたいので用紙を送っていただけたらと思います。

先日消防よりAED操作、心臓マッサージなどを覚えてきました。一人で生きていけない。助け合って生かされている、そう感じる毎日です。皆様お体を大切に…。いろんなニュースをお届けくださいね。楽しみにしています。(札幌市の会員)

会の皆様へ

いつも会報を送っていただき、心より嬉しく感謝の心で一杯です。私は事故の後遺症で身体右半分が不自由ですが、何とか心を伝え生きていられるのは荻野様が時々力強く励ましてくれるお陰です。

事故は被害者になっても加害者になっても心にキズつくのではないのでしょうか。車を運転するすべての人は、自分が、自分の家族が事故に遭ったらと思うつつ運転して欲しいと思います。(釧路市の会員)

※長文のお手紙の一部を紹介させていただきました

お知らせ

一般社団法人
交通事故被害者家族ネットワーク
(本部東京) 主催

交通事故被害者のための北海道支援集会

高次脳機能障害・遷延性意識障害・重度脊髄損傷・他

■内容：家族会および脳外傷専門医による講演
支援弁護士による無料法律相談 等

◆日時：7月19日(日) 13:30～17:00

◆場所：「かでる2・7」710会議室(札幌市北2西7)
後援：脳外傷友の会 コロポックル(札幌)
北海道交通事故被害者の会

～編集を終えて～

◆今号にも、刑事裁判を終えたご遺族の悲痛な手記・報告が続きます。交通死が何故これほど軽く扱われるのか。山下さんや五十嵐さんの心中を思い胸が痛みます。当会発足以来15年が過ぎましたが、依然として、交通事犯被害者の尊厳が守られない状況に憤りを感じます。◆しかし、嘆きだけでは前を向けません。10年前に制定された犯罪被害者等基本法や基本計画に基づく確かな変化・前進があることを糧に一步ずつ進むことが大切と自らを戒めています。◆山下雅士さん交通死事件で、加害者が極めて理不尽な言い逃れをの主張を始めたことを知り、奥様は被害者参加制度を使い、辛い中ですが、法廷で当事者として加害者と対峙し意

見陳述もされました。湯浅洋子さん交通死事件でも、兄の五十嵐さんが、加害者の不誠実等を許さないとする貴重な意見陳述をなされました。◆当事者である被害者等が適切に刑事司法に関与することは、被害者等の尊厳にとって極めて重要ですが、この度出された最高検通達には貴重な前進面が多く含まれており、重要です。小樽事件をはじめ、今後刑事裁判に臨む被害者の方の活用を考え資料的に掲載しました。(小樽事件の裁判員裁判は6月29日～7月10日と聞きます)

◆そして、刑事司法における被害者の正義の大前提である警察捜査に関わり、過去にあった不当捜査について初めて謝罪を受けたという白倉さんの報告は感慨深いです。島田尚武元道警本部長が講演(会報46号)で「警察官の中に被害者の人権に配慮しない者がいなくなるように…」と述べられたことを想起し、廣瀬署長の「発行にあたって」を敬意と感謝の気持ちを込めて掲載させて頂きました。

◆犠牲を無にせず、命の尊厳が護られる社会をと10数年続けている要請活動についても紙面を割きました。課題はなお山積しているものの、認知症検査の強化など変化の兆しを感じられます。◆この兆しの例を身近に感じたのが、私の住む西区に昨年秋新たに指定された「ゾーン30」です(写真)。回覧された琴似駅前交番の広報紙には、「ゾーン(地域)内の最高速度を時速30キロにして歩行者・自転車の安全を確保する事を目的としています」との説明があり、実施区域は八軒6条東1～4丁目、同10条東1～4丁目とのことです。未だほんの一部の指定ですが、意義ある一歩と思います。区内全域から全市、全道、そして全国へと、早く広がって欲しいものです。(前)



会の目録

2015.1.11. ～2015.4.5.

《会合など》

2/12、3/11、世話人会・例会



《訴えの活動》

◆1/20 札幌市被害者支援研修会

1/30 新ひだか町立静内第3中学校【白倉】

◆2/10 3/3 苫小牧ドライビングスクール

2/19 月形刑務所 3/3 月形学園 【前田】

◆2/17・19 NPO法人自立生活センター札幌【高石】

■免許停止処分者講習 1/29 2/13 3/12【前田】

《いのちのパネル展・予定》

4/1～5 西区民センター 4/6～12 白石区民センター

5/9～15 厚別区民センター 5/18～24 豊平区民センタ

5/25～29 千歳市役所 6/22～26 北海道大学

6/28 芸術の森